

## 群馬県消費生活相談員人材バンク設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県内の消費生活センターや消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）における消費生活相談員の採用に関し、就業を希望する有資格者の登録、登録者への情報提供及び消費生活センター等への人材情報の提供を行うために必要な事項を定め、人材の確保を円滑に行うことを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、消費生活課内に群馬県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

### (登録対象者)

第3条 人材バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、消費生活センター等に就職を希望する者で、次のいずれかの要件を満たす者。

(1) 次に掲げるいずれかの資格を有する者

ア 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に定める消費生活相談員の資格

イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ウ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

エ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

(2) 次に掲げるいずれかが実施する消費生活相談員養成講座を修了した者

ア 消費者庁

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人国民生活センター

### (登録情報)

第4条 人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢、性別（任意）、電話番号、経歴及び保有する資格等（以下「登録情報」という。）とする。

### (登録手続き)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、「人材バンク登録申請書（様式1）」に必要事項を記載し、消費生活課長に提出するものとする。

2 消費生活課長は、前項の申請に基づき、人材バンクへの登録を行い、登録者リストを作成するものとする。

### (登録情報の変更)

第6条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、「人材バンク登録変更届（様式2）」により、消費生活課長に提出するものとする。

2 消費生活課長は、前項の届け出を受理したときは、その内容を確認した上で、登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第7条 登録者は、人材バンクの登録を辞退しようとするときは、「人材バンク辞退届(様式3)」により、消費生活課長に提出するものとする。

2 消費生活課長は、前項の届け出を受理したときは、人材バンクから届出人の登録情報を削除しなければならない。

(登録情報の提供)

第8条 消費生活センター等の長は、消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとするときは、「人材バンク情報提供申請書(様式4)」により、消費生活課長に申請するものとする。

2 消費生活課長は、前項の申請があったときは、速やかに申請者に対し、登録者に関する情報を回答(様式5)するものとする。

(採用状況の届出)

第9条 消費生活センター等の長は、人材バンクを通じて登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに「消費生活相談員採用届出書(様式6)」を消費生活課長に提出するものとする。

(登録者への情報の提供)

第10条 消費生活課長は、随時、次の各号に関し、登録者に対する情報提供を行うものとする。

- (1) 県内市町村等の相談体制や消費者行政に係る取組等に関する情報
- (2) 消費生活に関する講座、研修等の案内
- (3) その他、消費生活相談員としての業務の遂行に有益と思われる情報等

(個人情報の取扱い)

第11条 消費生活課長は、群馬県個人情報保護条例(平成12年6月14日条例第85号)に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報を第8条第1項の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(登録情報の確認等)

第12条 消費生活課長は、必要に応じ、登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。

2 消費生活課長は、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、消費生活課長が定める。

附則

この要領は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。